平成３０年（フ）第１４１８号
大阪府八尾市旭ケ丘４丁目24番地　シヤルル・コート・ラペ110号
債務者　桝村　　喬
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４４８号
大阪市平野区長吉出戸２丁目20番21―103号
債務者　錦戸　孝志
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９００号
大阪市東成区深江南３丁目17番23号　山田方、前住所大阪市中央区森ノ宮中央１丁目24番20号　アースフル森ノ宮101号
債務者　末次　陽子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１号
北海道帯広市西20条南６丁目３番地39
債務者　田西　晴美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
盛岡市好摩字新田39番地１
債務者　佐藤奈津子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４８号
山口県宇部市大字妻崎開作1113番地２　サンシティ西割Ｃ棟206号
債務者　西田　　豊
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第４５号
長崎県大村市原口町976番地７
債務者　濱村　佳奈
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第２９６号
広島市南区宇品西３丁目８番21―304号
債務者　櫻井　和美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１号
北海道苫小牧市白金町２丁目14番16号グランデ白金Ｂ101
債務者　宮野　　愛（旧姓中津川）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第６３号
北海道勇払郡むかわ町汐見17番地２
債務者　大森　　仁
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第７９８号
仙台市宮城野区萩野町４丁目９番18―207号
債務者　高橋　和豊（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８０号
仙台市青葉区小田原４丁目２番６－２号　ヴィラージュ小田原205、従前の住所仙台市泉区東黒松11番８号　エクセルシャトー三浦202
債務者　目黒　早織
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１６０号
仙台市泉区将監５丁目１番18―13号
債務者　菅野　貞治
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
仙台市若林区今泉２丁目11番26号　シティハイムサイトウ２号棟102
債務者　若松　輝武
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２５４号
仙台市若林区荒井東２丁目１番地の１　荒井東市営住宅２棟202
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８０号
仙台市宮城野区新田２丁目３番26号　東仙台ガーデンハイツⅣ303
債務者　菅原理香子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３２４号
仙台市泉区福岡字森下４番地の11
債務者　村瀬　正子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係